

# 子どもたちも 小さな消費者

学校でもいろいろ  
習っているよ

生活をよりよくする  
ためには、大切  
なことがたくさん  
あるんだよ

## 1 くらしと買い物

くらしの中では、学習したり、遊んだり、食事をしたり、衣服を着たりするために、お金を使って必要な物を買って生活しています。大切なお金を有効に使うためにどうしたらよいか次のことを教えましょう。

### じょうずな買い物

お金はお父さんやお母さん、お家の人が一生涯懸命に働いて得た大切なものです。よく考えて買い物の仕方を工夫しましょう。

#### なんのために 買うの？

- ・今ないと困る？
- ・同じもの持っていない？
- ・家族に相談した？

本当に必要なものかよく考えて  
家族の人とも相談しましょう。



#### どんなものを 買うの？

- ・使いやすい？
- ・宣伝や広告に惑わされて  
いない？

目的に合った実用性のあるものを  
選びましょう。

## しっかり計画をたてて買いましょう

何を  
買いますか

どれだけ  
買いますか

予算は  
いくらですか

いつ  
買いますか

どこで  
買いますか

# じょうずに選ぼう

品物を選ぶときは、品質表示やマークなどをよく確かめて、安全で品質がよい物を選ぶことが大切です。

## 食品表示

食品には、さまざまな表示があります。よく見ると原材料名、賞味期限や消費期限、保存方法などが表示されています。表示は商品を選ぶ道しるべです。確認して買うようにしましょう。

〈表示例〉

名称	清涼飲料水
原材料名	砂糖(国内製造)、ゆず果汁／香料
内容量	200ml
賞味期限	〇〇に記載
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください。
製造者	株式会社〇〇〇飲料 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

栄養成分表示(製品100ml当たり)

エネルギー	〇〇kcal
たんぱく質	〇〇g
脂質	〇〇g
炭水化物	〇〇g
食塩相当量	〇.〇g

ジュース1本にも  
こんなに情報が入ってるんだ



### 賞味期限

おいしく食べることができる期限。この期限を過ぎても、すぐに食べられなくなるわけではない。

製造日から3ヶ月以内

年月日表示が  
されている  
卵・ヨーグルト



製造日から3ヶ月超

年月日又は年月  
表示がされている  
缶詰・カップめん



### 消費期限

期限を過ぎたら食べない方がよい期限。

製造日からおおむね5日以内

年月日で表示されている

弁当・サンドイッチ・生めん等



開封する前の期限を表しており、一度開封したら期限にかかわらず早めに食べましょう。

## マーク

商品にはさまざまなマークがついています。このマークは国などの基準に合格するとつけることができます。

食品



### JASマーク

品位、成分、性能等の品質についてのJAS規格(一般JAS規格)を満たす食品や林産物などに付けられます。



### 有機JASマーク

有機JAS規格を満たす農産物などに付けられます。

安全



### SGマーク

プランコ、ローラースケート、歩行者などの製品ごとに定められた安全性品質に関する認定基準に適合した製品につけられます。



### STマーク

玩具安全基準(ST基準)を満たした丈夫で安全なおもちゃにつけられます。

環境



### エコマーク

環境への影響が少なく、環境を守ることに役立つと認められた商品につけられます。



### グリーンマーク

再生紙を使った紙及び紙製品につけられます。

## 【ひとくちメモ】

平成28年12月から洗濯表示が日本独自のものから国際基準に沿ったものに変更になりました。

### 旧表示



### 新表示



詳しいリーフレットはこちらにアクセス!



## 2 暮らしの工夫

私たちは毎日、いろいろな物を使っていますが、物が整理されていないと気持ちよく生活できませんし、必要なときに取り出せません。

また、不要な物はゴミとして捨てていますが、その中には工夫して使えばもっと長持ちするはずの物や、まだ使える物もあります。

一人一人が、工夫しながら家族や地域の人と気持ちよく生活できるように親子でいっしょに振り返ってみましょう。

### 身の回りのチェック

整理・整頓をしてみると、まだ使えるのに使っていない物がたくさんあります。使っていないえんぴつやノート、小さくなった洋服などはありませんか。



### ごみを減らそう

整理・整頓をして出てきた必要でない物は、人に譲ったり作り変えたり、修理したりして活用できないかどうか考えましょう。また、ゴミは地域の分別のしかたに合わせて処理しましょう。

#### 減らす(リデュース)

ゴミとして捨てられる物をなるべく減らすため必要なものだけを買ひ、過剰な包装は断りましょう。



#### 再使用する(リユース)

小さくなった服は人に譲ったり、リサイクルショップに出したり、ビンは店に返すなど、繰り返して使ひましょう。



## 修理する(リペア)

壊れてもまだ直して使える物は捨てないで修理して使いましょう。



## 再資源にする(リサイクル)

資源となる缶やペットボトルなどは原料にもどして再利用されます。リサイクルしましょう。



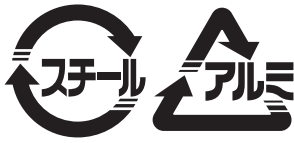
## ゴミを捨てない

路上等へのゴミのポイ捨てはやめましょう。たった一人のマナー違反が、後にはゴミの山を築き、自然環境を破壊します。不法投棄は犯罪として処罰されます。



## 識別表示マーク

包装容器のリサイクルを促進するために分別区分をわかりやすく示したマークです。



飲料・酒類用の  
スチール缶、アルミ缶に表示



ペットボトル、カセットテープ、ビデオテープなどに表示  
(番号表示は、材質別により1~7まである)



紙製容器包装に表示



ペットボトル以外のプラスチック製容器包装に表示

## 環境を考えた暮らし

省資源、省エネルギーに心がけていますか。次の表で行動をチェックしてみましょう。実行している場合は「はい」に、実行していない場合は「いいえ」に○をつけましょう。

項目	調べること	はい	いいえ
電気を 使うとき	見ていないテレビやだれもいない部屋の電気は消している		
	エアコンやファンヒーターがききすぎないように気をつけている		
ものを 使うとき	はみがきの時やお風呂のシャワーなど、水の流しっぱなしはしない		
	食事は残さず食べる(必要な量だけ調理=エコクッキング)		
	ノートや鉛筆は、最後まで使う		
ものを 買うとき	エコマークやグリーンマーク付きの商品を買っている		
	よく考えて、本当に必要なものだけを買う		
	使い捨て商品はなるべく買わないようにしている		
ものを 捨てる とき	物をできるだけ長く使い、いらなくなった物でまだ使える物は、ほかの人に譲る		
	リサイクルできる資源は、分別して出している		
	ゴミのポイ捨てはしない		
	資源回収活動に参加している		

「はい」がいくつありましたか?なるべく多くの項目で「はい」となるよう、毎日の暮らしの中でエコを意識してみましょう。

# ③ じょうずに使おう携帯電話やパソコン

情報機器は便利だけど、トラブルの原因になることもあります。

例えば、「携帯電話をついつい使いすぎて高額請求が来てしまった」とか「無料サイトだと思ってよく確認しないで利用したら、あとから料金を請求された」ということもあります。

携帯電話やパソコンの使い方をお子さんといっしょに考えてみましょう。

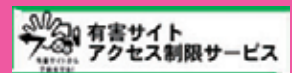


## 携帯電話やパソコンを使うときに注意すること

- ① インターネットを利用し、個人の情報(氏名・住所・電話番号・メールアドレスなど)を集めて悪用しようとする人がいます。  
→ 気軽に子どもや家族、友達の情報を送信しないようにしましょう。信頼できるサイト以外、メールアドレスなどの個人情報の入力は避けましょう。
- ② 料金がかかることがわかりにくく書いてあり、無料のように見せかけているサイトがあります。  
→ わからないボタンは、安易にクリックしない。よく分からない画面になったら大人に相談するようにしましょう。(※)
- ③ 知らない人から電話やメールが入ることがあります。  
→ 知らない人(番号)からの電話には出ない、かけ直さない、不審なメールは開けないようにしましょう。

(※) 請求がきても消費者センター、市町村相談窓口などに相談しましょう。また、まったく身に覚えのない請求ならば無視することが一番です。

## フィルタリング(有害サイトアクセス制限サービス)を活用しましょう



子どもに携帯電話を持たせることで、親は緊急時の場合やどこにいても連絡が取れるため、安心感が得られます。しかし、一方で親の目の届かないところで子どもたちがインターネット上に存在する違法・有害情報(出会い系サイト、アダルトサイト、ギャンブルサイトなど)に遭う危険性を持ち合わせています。

インターネット上の有害情報サイトへのアクセスを遮断するため、携帯電話会社はフィルタリング機能による「有害サイトアクセス制限サービス」を行っており、この機能を設定すると有害情報サイトへアクセスするのを防ぐことが可能となります。詳しくは各携帯電話会社にお問い合わせください。

また、パソコンの場合は、市販のフィルタリングソフトをインストールする方法や、プロバイダー会社が提供しているフィルタリングサービスに加入する方法があります。

インターネットを使い始める時は、家族で相談してルールを決めておこう



島根県消費者センター  
マスコットキャラクター  
だまされないゾウくん

悪質商法の最新手口など情報満載!

だまされないゾウくん Twitter  
[https://twitter.com/Shimane\\_CIC](https://twitter.com/Shimane_CIC)

「見ちゃダメ」と厳しく指導するよりも、その危険性を教えることが重要です

## 危険がいっぱい! 「出会い系サイト」や「コミュニティサイト」

出会い系サイトやコミュニティサイトを利用して知り合った「メル友」とのトラブルにより、子どもたちが被害を受けるケースが増えています。知らない相手でも、メール交換をするうちに親しくなったような気がしますが、お互い違う自分を演出している危険性があります。**危険から身を守るため、「出会い系サイト」を利用することは絶対にやめさせましょう。**「会おう。」と誘われてもきっぱりと断り、被害にあったら早く大人に相談させましょう。自ら援助交際を持ちかければ中学生でも罰せられます。



いわゆる「出会い系サイト」の児童被害は法改正の効果もあり減少傾向にありますが、代わってSNSなどのコミュニティサイトを通じた被害がこの5年間で1.6倍に増加しています。その9割近くはスマートフォンを含む携帯電話機器を利用してコミュニティサイトにアクセスしていること、その多くがフィルタリングの設定をしていないことから、保護者による適切な設定管理が必要と考えられます。(データは警察庁広報資料より)

## ゲーム機でも!! 携帯型音楽プレーヤーでも!?

最近のゲーム機や携帯型音楽プレーヤーなどの情報機器にはインターネットに簡単に接続できるものもあるため、注意が必要です。

お子さんが情報機器を使う場合には、その使用方法についてよく話し合うようにしましょう。



## 未成年者は保護されています

20歳未満の未成年者は、社会人としての知識、経験、家計管理能力などが未熟であるため、未成年者一人で契約締結の判断をすると、不利益を被る危険があります。

そこで民法では、未成年者(既婚者を除く)が契約するときは親権者(通常は親)の同意を得る必要があるとして、親権者の同意がない契約は原則として取り消すことができると定めています。

取消権は、親権者、未成年者本人のいずれでも行使することができます。ただし、未成年者が、自分で成年であると信用させるために年齢を偽ったり、親権者の同意があると偽ったりして契約した場合は取消ができません。

**消費者ホットライン188** (泣き寝入りは「いやや!」) ※最寄りの消費生活センター等につながります。

消費生活に関する相談は、こちらへ

●**島根県消費者センター** TEL(松江)0852-32-5916

受付時間 8:30~17:00

休業日 土曜日、祝日、年末年始(12/29~1/3)  
※日曜日は電話相談のみ(12:00~13:00は休み)

●**石見地区相談室** TEL(益田)0856-23-3657

受付時間 8:30~17:00(12:00~13:00は松江につながります。)

休業日 土・日曜日、祝日、年末年始(12/29~1/3)

電子メールによる消費生活相談の受付も行っています。相談方法や注意事項など詳しくは島根県消費者センターHPを参照してください。

<http://www.pref.shimane.lg.jp/cic/>

